

静岡市共通封筒の作成及び贈与について（募集要項）

市の各課が使用する事務用の共通封筒（長3及び角2封筒）を作成し、それを市に贈与していただける事業者（以下「事業者」といいます。）を募集します。

1 媒体の概要

- (1) 名称 静岡市共通封筒（以下「共通封筒」といいます。）
- (2) 用途 市民、企業、公共団体等への公文書の送付、返信用封筒及び会議等の資料入れ（角2封筒のみ） 等

2 広告掲載のメリット

共通封筒の用途は、市民、企業、公共団体等への公文書の送付が主であり、多岐にわたり人の目に触れる機会が多いことから、スケールメリットを活かした販売促進や知名度の向上を図ることができます。

また、共通封筒は市内に限らず市外に発送することもあるため、企業名を全国に発信することができます。

さらに、市の共通封筒を媒体として広告を掲載することで、社会貢献に力を入れている企業としてのイメージアップが期待できます。

3 共通封筒の使用期間

共通封筒を使用する期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

ただし、使用期間経過後において、共通封筒に余剰が生じた場合には、庁内用に限定し、活用させていただきます。

4 広告の規格等

事業者は、共通封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」といいます。）を募集し、共通封筒に広告を掲載することができます。

- (1) 広告枠の位置 共通封筒の裏面
- (2) 色 1色刷り（静岡市ブルーDIC2600）
- (3) サ イ ズ 長3封筒（縦） 6.5センチ×（横）13.0センチ
角2封筒（縦） 19.0センチ×（横）21.0センチ
- (4) 広告件数 長3封筒については、上記の枠サイズ内に1件から2件までとします。
角2封筒については、上記の枠サイズ内に1件から4件までとします。
（それぞれの封筒に異なった広告を掲載することは可能です。）
- (5) 記載事項 広告枠は、表ケイ（0.1ミリ以上）とし、広告枠の左上部に囲み付きで、広告（太ゴシック15Q以上）と明記してください。

また、広告枠の下部に「広告に関することは、広告主にお問合せください。」、「広告主及び広告内容と静岡市の業務とは直接関係ありません。」、「広告内容の有効期間は、令和3年3月31日までです。」及び「この封筒の作成経費は、広告を掲載することによる収入で賄われています。」の文言を表記し、併せて広告主及び広告主の連絡先を表示してください。

5 共通封筒の規格等

規 格	長3封筒	角2封筒
数 量	28万枚	14万枚
紙 質	クラフト紙70g/m ² ・古紙40%以上	
色	文字・市章：静岡市ブルーDIC2600	
	郵便番号枠：朱	

6 選定方法

申込者が複数ある場合には、提出された書類に基づき、当該事業の趣旨に合ったもので、業務実績、実施体制、実現性、信頼性などを総合的に評価した上で、一者を選定します。

7 決定通知

事業者の選定結果は、令和元年11月1日（金）までに通知します。
選定された事業者は、市と別途協定書を取り交わしていただきます。

8 封筒原稿の提出方法

- (1) 提出期限 令和元年12月下旬
- (2) 提出方法 紙原稿及びデータ

9 広告の適否審査

提出された封筒原稿（広告内容）について、市は次の審査を行います。

【1次審査】

総務課において、静岡市広告掲載基準に基づいて審査を行います。

【2次審査】

静岡市広告審査会において、掲載する広告の適否について審査します。

※事業者は、審査結果を受けて、最終の広告原稿を令和2年2月上旬までに提出してください。

10 共通封筒の納期及び納入方法

- (1) 納期 令和2年3月18日(水)
- (2) 納入場所 総務局総務課、駿河区役所地域総務課及び清水区役所地域総務課(それぞれの納入数は別途指示します。)
- (3) 納入方法
 - ア 長3封筒
100枚単位で括束し、1,000枚を1箱に梱包して納入してください。
 - イ 角2封筒
100枚単位で括束し、500枚を1箱に梱包して納入してください。

11 事業者及び広告主の責務

- (1) 事業者又は広告主は、共通封筒に掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 事業者又は広告主は、共通封筒の作成までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等について知的所有権その他権利処理が完了していることを市に保証しなければなりません。
- (3) 事業者又は広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (4) 市は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令(静岡市の条例、規則等を含む。)に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの協定に違反すると認められたときは、共通封筒の全部又は一部の使用を中止できるものとします。
- (5) 上記(1)から(4)までに規定する広告主の責任については、事業者と広告主との間に締結する広告の掲載に係る契約に定めなければなりません。
- (6) 納入された共通封筒に^か疵があるときは、事業者の責任及び負担により回収し、代替の共通封筒を市に納入していただきます。
- (7) その他、封筒の使用に際して第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、直ちに問題解決のため事業者に対応していただきます。

12 申込方法等

- (1) 申込期限 令和元年10月18日(金)
- (2) 提出書類
 - ア 申込書(様式第1号)
 - イ 提案書(様式第2号)
 - ウ その他必要書類
- (3) 申込対象者 広告代理店等

- (4) 申込方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、封筒に「静岡市共通封筒の作成及び贈与の申込み」と記載してください。
- (5) 申込みできない者
- ア 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
 - イ 各種法令に違反している事業者
 - ウ 暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
 - エ 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
 - オ 利殖を目的とした投資・投機があっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
 - キ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
 - ク 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - ケ その他、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として不適当であると認められるもの
- (6) その他
申込みは、長3封筒及び角2封筒セットでの申込みを基本としますが、どちらか一方の申込みでも構いません。

13 申込み及び問合せ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市 総務局 総務課 文書・事務管理係
TEL 054(221)1004